

- 国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」のリンク用バナー  
リンク用バナーにつきましては、国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」にも掲載しておりますので御利用ください。

## 定額減税 特設サイト

所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

※ 掲載情報については随時更新

- 定額減税特設サイト案内文案

### 源泉徴収義務者のみなさまへ

#### 所得税の定額減税について大川税務署からのお知らせ

令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合、所得税の定額減税（1人あたり最大3万円）が実施され、令和6年6月支給の給与に係る所得税額から控除を開始することとなります。

詳しくは、国税庁ホームページの定額減税特設サイトに、制度解説動画やQ&Aなどの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

また、税務署では、定額減税制度に係る説明会（事前予約制<sup>※</sup>）を実施します。説明会の情報は、特設サイトをご覧くださいか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

※ 説明会の事前予約は、LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加することでも行うことができます。

（お問合せ先）大川税務署 調査部門  
担当：田中 稔也、中村 隆司（法人課税担当）  
（代表）0944-87-2127（内線2912）



定額減税特設サイト



友だち追加はこちら

### 源泉徴収義務者のみなさまへ

#### 所得税の定額減税についてのお知らせ

所得税の定額減税について、国税庁ホームページの定額減税特設サイトに、制度解説動画やQ&Aのほか、説明会の案内を掲載していますので、ぜひご覧ください。

なお、定額減税は税制改正法案が成立した場合、令和6年6月から開始することとなります。



定額減税特設サイト

## 給与支払者向け定額減税説明会 開催日程等一覧表

- 現在開催を予定している説明会は以下のとおりです（今後、随時更新することを予定していますので、適宜ご確認ください。）。
- 会場の収容人数の都合上、事前申込制で開催しています。参加をご希望の場合は、国税庁LINE公式アカウントから事前申込をお願いいたします。  
 なお、定員に達した時点で、申し込みの受付を終了させていただきますので、予めご了承ください。

事前申込（国税庁LINE公式アカウント）はこちら ⇒



開催日	時間	定員	会場	会場の所在地	備考
令和6年 4月8日（月）	10:00～11:30	15人	大川税務署 大会議室	大川市大字榎津325番地1	◆会場定員数の関係上、1グループのご参加は2名まででお願いいたします。 駐車場には限りがありますので、同一グループの方は、可能な限り乗り合わせでの御来署をお願いいたします。 ◆3月中旬に国税庁から送付したパンフレット「令和6年分所得税の定額減税のしかた」をご持参ください。
	13:30～15:00	15人			
4月17日（水）	10:00～11:30	15人			
	13:30～15:00	15人			
5月10日（金）	10:00～11:30	15人			
	13:30～15:00	15人			
5月14日（火）	10:00～11:30	15人			
	13:30～15:00	15人			
5月23日（木）	10:00～11:30	15人			
	13:30～15:00	15人			